

「使用料・手数料の見直しについて」

住民説明会資料

2025年（令和7年）10月
郡山市財務部財政課

1 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料の見直しは、令和元年度に「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」を策定後、東日本台風や新型コロナウイルス感染症などの影響により延期をしておりましたが、令和9年4月の新料金施行に向けて見直しを進めていきます。

現
状

▲ 使用料・手数料の算定方法が統一されていない。
▲ 長期間、使用料等の見直しがされていない。
▲ 物価やニーズの変化に対応できていない。
▲ 増大化するコストが未利用者を含む市税等で負担

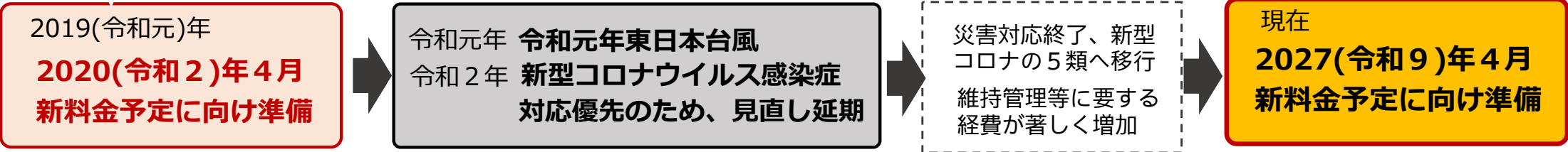
見
直
し

○ 統一的な基準に基づき使用料・手数料を算定
○ 定期的な見直しを行い、段階的に適正化を実施
○ 直近の平均コストを基に算定し、物価等の変化に対応
○ 利用者と未利用者、現在と将来世代の負担の公平性を確保

これまでの見直し経過

前々回	1998(H10).10	使用料・手数料の全面改定
前 回	2011(H23).4	使用料の一部改定（同種施設の料金の均衡化等）
見直し準備	2019(R1).1	庁議：基準案を協議、行財政改革推進委員会：基準案の意見聴取 各派会長会：基準案及びR2年4月の料金改定予定の説明
	2019(R1).2	定例記者会見：基準案、R2年4月の料金改定予定 基準策定のパブリックコメント
	2019(R1).4	「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」策定 目的 ・ 公共サービスを継続して安定的に提供していく ・ 未来の子どもたちへより良い資産を引き継いでいく

H23以降、見直し未実施



1 使用料・手数料の見直し

主な公共施設使用料の県内市比較 ⇒ 本市は低い水準

施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
公民館	清水台地域公民館 (会議室)	同規模会議室
利用者当たり単価（1時間当たり使用料÷収容人数）	4.2円	平均 8.7円

施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
大体育館	総合体育館 (大体育館)	同規模体育館
バスケ1面当たりの1時間使用料	367円	1,116.7円

施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
小体育館	総合体育館 (小体育館)	同規模体育館
バスケ1面当たりの1時間使用料	150円	647.1円

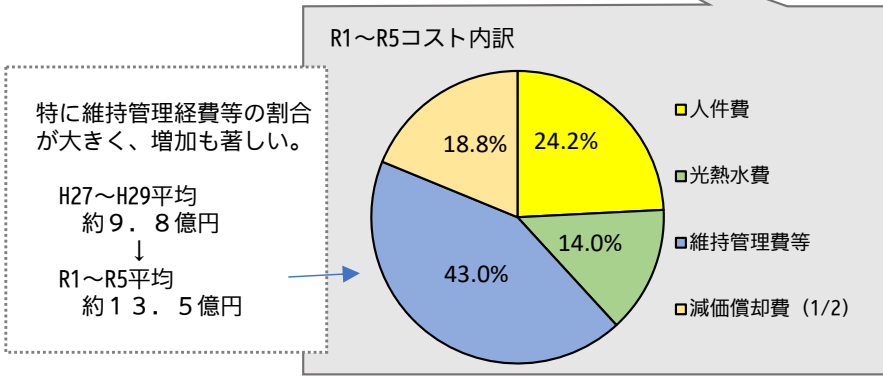
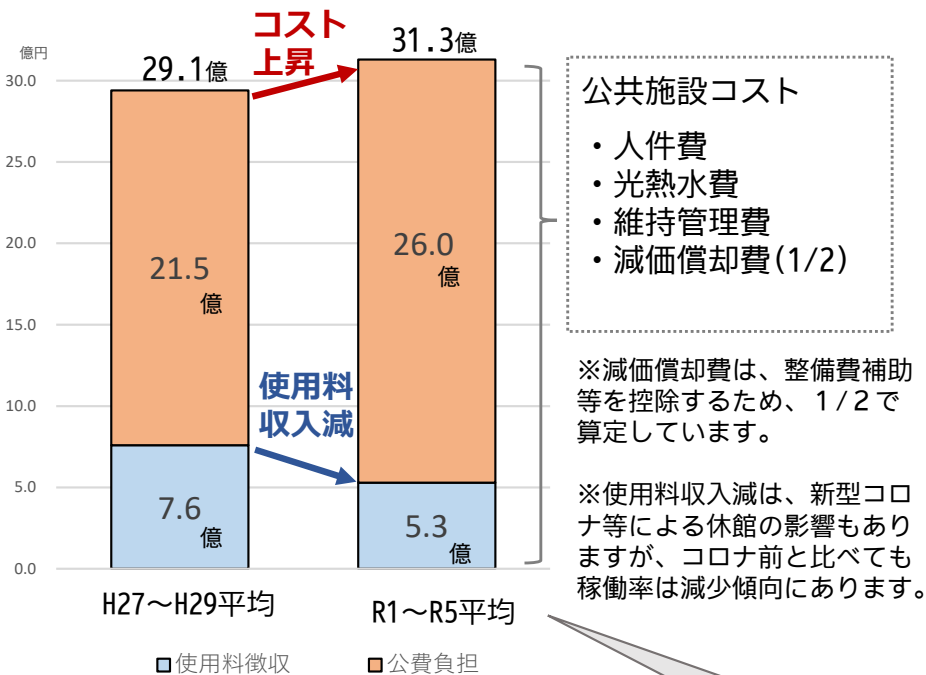
施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
文化センター	市民文化センター (大ホール)	同規模大ホール
利用者当たり単価（1時間使用料÷収容人数）	5.3円	平均 6.9円

公共施設コストの推移

平成27年度～平成29年度年間平均 約29.1億円

↓ **2.2億円増**

令和元年度～令和5年度年間平均 約31.3億円



3 使用料・手数料の見直し対象

見直し対象

使用料

公共施設の貸室、施設利用、入館、預かり等に係る使用料

公民館、総合学習センター、体育館、文化センター
美術館、カルチャーパーク、自転車等駐車場 など

手数料

証明発行や役務等のサービス提供に係る手数料

住民票の写しの交付手数料、納税証明書交付手数料、印鑑登録証交付手数料 等

ポイント

基準に基づく 算定方法

⇒P 4 ～参照

料金体系の 見直し

⇒P 5 ～参照

激変緩和の 調整

⇒P 7 参照

Q1 一律に値上げするのですか？

統一的な基準に基づき算定します。
面積等に応じて算定するため、一律の値上げではありません。
また、各時間帯の料金を平準化するように見直しを行います。

Q2 料金だけが変わるのですか？

利用者に分かりやすく、使いやすい料金体系に改めます。
例えば、原則、冷暖房加算や備品使用料などを使用料に含む整理をします。

Q3 料金はどの位変わるのですか？

施設の貸出利用の場合、現行の利用者負担額（使用料と冷暖房費）の1時間当たりの単価を基準に、2倍以下となる上限調整をします。
なお、入館料や預かり利用料については、現行の1利用単位を基準に、2倍以下となる上限調整をします。

4 統一的な基準による見直し

行政サービスに対する市民相互の負担と公平性を確保するため、算定根拠を明確化して統一的な基準により算定します。

1 各施設のコスト(料金原価)を算出

公会計のフルコスト情報からサービスの提供に必要な経費を把握し、受益者負担の対象となるコスト(料金原価)を算定します。

フルコスト 情報	人にかかる費用	サービス提供等に従事する人件費
	物に係る費用	光熱水費、維持補修費、備品購入費、業務委託料等
	減価償却費	建物等建設費の減価償却費の2分の1

2 受益者負担割合を分類

(1)使用料 施設目的やサービスに応じて、公益性と市場性で性質別に分類し、受益者負担割合を設定

		公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）		
		高（A）	中（B）	低（C）
非市場性 ↑ ↓ 市場性	収益性の程度 （民間事業者による代替性の程度）	低（a）	中（b）	高（c）
	低（a）	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75% 公民館、ふれあいセンター、 総合福祉センター、 男女共同参画センターなど	受益者負担 50% 公費負担 50%
	中（b）	受益者負担 25% 公費負担 75% 美術館、文学の森資料館、 歴史情報博物館 など	受益者負担 50% 公費負担 50% 公会堂、文化センター、 体育館、陸上競技場、 ユラックス熱海 など	受益者負担 75% 公費負担 25%
	高（c）	受益者負担 50% 公費負担 50% 放課後児童クラブ	受益者負担 75% 公費負担 25% 自転車等駐車場	受益者負担 100% 公費負担 0%

(2)手数料 役務の対価として、受益者負担100%を原則として設定

3 算定方法

3-1 基本的な算定の考え方

(1)使用料

基本算定

料金原価×受益者負担割合

受益者負担割合50%の例

受益者負担分
50%

公費等負担分
50%

①各貸出室の面積に按分
②年間の利用日数で1日分の使用料を算出
※入館料や駐輪場等の利用料金は、年間目標利用者数により1回当たりの使用料を算定
③1時間単価の平準化や激変緩和等の調整

個別算定

設備等その他の料金は、個別の維持管理経費等を勘案して算定

(2)手数料
$$\frac{1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費}}{\text{年間処理件数}}$$

4 統一的な基準による見直し

3-2 料金体系の整理

利用者の利便性と公平性を考慮し、統一した料金体系の整理を行います。

利用時間帯によって料金が異なる

- ・貸館の場合、時間帯により料金差

冷暖房使用料が追加加算

- ・冷暖房使用料が別途加算
- ・利用時間帯により冷暖房使用料の加算額が異なり、分かりづらい

時間帯料金を平準化

- ・貸館の使用料は、原則、1時間あたりの単価×利用時間で設定

原則、冷暖房使用料は使用料に含む

- ・冷暖房使用期間が長期化しており、利用者に分かりやすく整理し、冷暖房費を原則、使用料に含める料金設定とします。
- ・ただし、体育館や大ホール等は空調機器の規模及び費用が大きいため、引き続き冷暖房費加算は設定します。

◆時間帯料金の平準化、冷暖房費込の算定例

現行 大槻東地域公民館 会議室（48㎡）

	午前	午後	夜	1日
	9時～13時 (4時間)	13時～17時 (4時間)	17時～21時 (4時間)	9時～21時 (12時間)
使用料	300円	500円	600円	1,200円
冷暖房費	60円	100円	120円	240円
計	360円	600円	720円	1,440円

120円
1時間単価

4時間の時間帯
料金を同額に

冷暖房費込み
の使用料へ

見直し案 大槻東地域公民館 会議室（48㎡）

	午前	午後	夜	1日
	9時～13時 (4時間)	13時～17時 (4時間)	17時～21時 (4時間)	9時～21時 (12時間)
使用料	600円	600円	600円	1,800円
	+240円	0円	-120円	+360円
				150円

1時間単価

例外：冷暖房費設定施設

概ね300㎡以上の体育室・ホール

逢瀬公民館大ホール、ふれあいセンター（片平、三穂田、西田、大槻）、中央公民館多目的ホール、障害者福祉センター体育室、労働福祉会館大ホール、公会堂、文化センター、視聴覚ホール、カルチャーパークアリーナ、ユラックス熱海多目的ホール、総合体育館、西部体育館 等

◆例外：冷暖房費設定施設の算定例

現行 逢瀬公民館 大ホール（639㎡）

	午前	午後	夜	1日
使用料	1,000円	1,300円	1,600円	3,400円
冷暖房費	200円	260円	320円	680円
計	1,200円	1,560円	1,920円	4,080円

340円
1時間単価

冷暖房費
継続

見直し案 逢瀬公民館 大ホール（639㎡）

	午前	午後	夜	1日
使用料	1,700円	1,700円	1,700円	5,100円
冷暖房費	340円	340円	340円	1,020円
計	2,040円	2,040円	2,040円	6,120円

510円
1時間単価

4 統一的な基準による算定

貸出対象面積による算定

現行、面積が異なる貸出室に同料金が設定されている場合
↓
面積と現行使用料によっては減額する場合と増額する場合があります。

なお、特別な設備や機能のある貸出室の場合は、機能分も加えて算定します。
(トレーニング室、練習室等)

◆貸出対象面積による算定例

現行	大成地域公民館 和室 (26㎡)			
	行徳地域公民館 和室 (63㎡)			
使用料	午前	午後	夜	1日
	300円	500円	600円	1,200円
冷暖房費	60円	100円	120円	240円
計	360円	600円	720円	1,440円
1時間単価				120円

→ 見直し案 大成地域公民館 和室 (26㎡)

減額の例	午前	午後	夜	1日	75円
	300円	300円	300円	900円	
-60円 -300円 -420円 -540円					1時間単価

→ 見直し案 行徳地域公民館 和室 (63㎡)

増額の例	午前	午後	夜	1日	200円
	800円	800円	800円	2,400円	
+440円 +200円 +80円 +960円					1時間単価

3-3 その他の整理

営利目的利用料金

興行等利用に応じた営利目的利用料金、入場料を徴する場合の加算割合等の見直しも併せて行います。

例えば、
今後プロスポーツの興行利用が見込まれる体育館については、年間予定や他自治体の料金設定を参考とし、営利目的利用料金の加算割合を上げるとともに、一般利用の増加率を抑えた算定とします。

備品・設備使用料

原則、下記を除き、備品・設備使用料は使用料に含むと整理します。

①取得価格が50万円以上の備品設備

②維持管理費用を要するスケート靴やピアノ(電子ピアノ除く)等

持込電気器具使用料等

原則、貸室の持込電気器具使用料や電気使用料は、使用料に含むと整理します。

ただし、文化センターのみ、持込電気器具の電気料が高額であるため、継続して料金設定します。

4 統一的な基準による算定

3-4 激変緩和に配慮した上限調整

料金原価×受益者負担割合を基に算定した額が、現行使用料と比較して著しく高額となる場合は、上限調整を行います。

◆激変緩和の調整例

現行 富田西ふれあいセンター 集会室 (239㎡)

	午前	午後	夜	1日
使用料	700円	900円	1,000円	2,300円
冷暖房費	140円	180円	200円	460円
計	840円	1,080円	1,200円	2,760円
1時間単価	230円			

本来の受益者負担額

1日
使用料
6,300円
1時間単価
525円

2倍超え

料金原価×受益者負担割合で算出した額

激変緩和

見直し案

1日
使用料
5,400円
1時間単価
450円

単価の2倍以下となるよう上限調整

単価に応じた上限率

次の単価の現行額に応じて、2倍～1.2倍の上限調整を行い、激変緩和を図ります。

- ◆貸室：1時間単価
- ◆個人利用、入館料、預かり料金等：現行の1利用単位の単価

基準	上限率
250円以下	2.0倍
250円～500円	1.5倍
500円～2,000円	1.4倍
2,000円～10,000円	1.3倍
10,000円超	1.2倍

貸室の場合、1時間単価（現行使用料＋冷暖房費）を基に上限調整を行います。単価の額に応じて上限率を設定するため、現行の負担額が高いほど上限率を低くし、改定による増加率を抑えて算定します。

◆上限率1.3倍の調整例

現行 中央公民館 多目的ホール (657㎡)

	午前	午後	夜	1日
使用料	5,400円	10,500円	9,900円	25,800円
冷暖房費	1,080円	2,100円	1,980円	5,160円
計	6,480円	12,600円	11,880円	30,960円
1時間単価	2,580円			

本来の受益者負担額

1日
使用料
52,800円
冷暖房費
10,560円
計
63,360円
1時間単価
5,280円

上限率1.3倍超え

激変緩和

見直し案

1日
使用料
33,300円
冷暖房費
6,660円
計
39,960円
1時間単価
3,330円

現行の1.3倍以下

※冷暖房費加算継続施設

4 統一的な基準による算定

(参考)

※見直し案は令和7年9月時点の試算額です。

施設区分	現行負担額		見直し案		増減率 ※2	施設内訳
	時間帯料金 ※1	1 時間単価	時間帯料金	1 時間単価		
公民館等						
和室	平均570円	平均125円	平均600円	平均150円	約1.1	地域公民館・分館・分室、ふれあいセンター、コミュニティセンター、農村交流センター、熱海多目的交流施設、水防センター、野鳥の森学習館
集会室	平均710円	平均160円	平均1,040円	平均260円	約1.5	
ホール、体育館	約1,510円	平均330円	平均2,120円	平均530円	約1.5	
総合学習センター						
会議室	平均2,200円	平均460円	約2,400円	平均600円	約1.2	安積総合学習センター、富久山総合学習センター、富久山総合学習センター別館
トレーニング室	平均125円（1人1時間当たり）		平均250円（1人1時間当たり）		約2.0	
集会施設						
会議室、研修室	約1,760円	平均380円	約1,840円	平均460円	約1.1	中央公民館、労働福祉会館、東部勤労者研修センター、福祉センター、男女共同参画センター等
集会室、ホール	約5,800円	平均1,300円	約6,800円	平均1,700円	約1.2	
体育館						
一般団体のアマチュアスポーツ利用	約2,000円	平均830円	プロスポーツの興行等利用料金の見直しを踏まえて、一般団体利用の料金を設定を検討中			総合体育館、東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、ふるさとの森スポーツパーク体育館等
入場料を徴する興行、その他利用	約64,400円	平均26,810円				

※1 公民館等～集会施設は、午前・午後・夜間の各4時間の時間帯料金(冷暖房費含む)の平均。体育館は、入場料を徴さないアマチュアスポーツの一般団体利用と入場料を徴する興行及びその他利用の2時間の時間帯料金(冷暖房費別途)の平均です。

※2 全時間帯の増減率です。
午前・午後・夜間の時間帯料金を平準化して見直しをするため、時間帯により増減の幅が異なります。
例) 公民館等の和室 午前の増減率(0.3～2.3)、午後の増減率(0.2～1.9)、夜間の増減率(0.1～1.5)

4 統一的な基準による算定

受益者負担の適正化のためには、減免制度の公益性・公平性も併せて確保していく必要があります。
特に、各種貸館施設は長年見直しがされていないため、新料金施行に向けて令和8年10月までに順次、統一的な考え方で整理していく必要があります。

減免基準の適正化

(1)減免基準

現在の課題

- ・各施設の減免基準の有無や内容がまちまち
- ・長年見直しされていない

見直し（案）

- ・施設設置目的との整合性や公益性を勘案して、各施設の減免基準を整備
- ・設置目的との整合性等の程度に応じて、各施設別の減免割合は50%、75%、100%の段階で設定する。

＜減免の市統一範囲と各施設目的に応じて設定する範囲＞

項目		減免対象	減免割合
1	市（行政委員会や市の附属機関等を含む）が主催して行う事業等に使用するとき	市の主催事業	100%
2	公共的団体等が市と共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき	市の共催事業	
3	指定管理者が管理運営する施設の当該指定管理者の主催事業で、市長が認めるもの	指定管理者事業	
4	郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の免除対象者が同条例に掲げる施設を使用するとき	障がい者利用	
5	その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき	基準に定めて明確化	

市統一

施設別の減免基準

各施設の設置目的等を勘案して、限定的に設定

50%減免
75%減免
100%減免

施設別設定

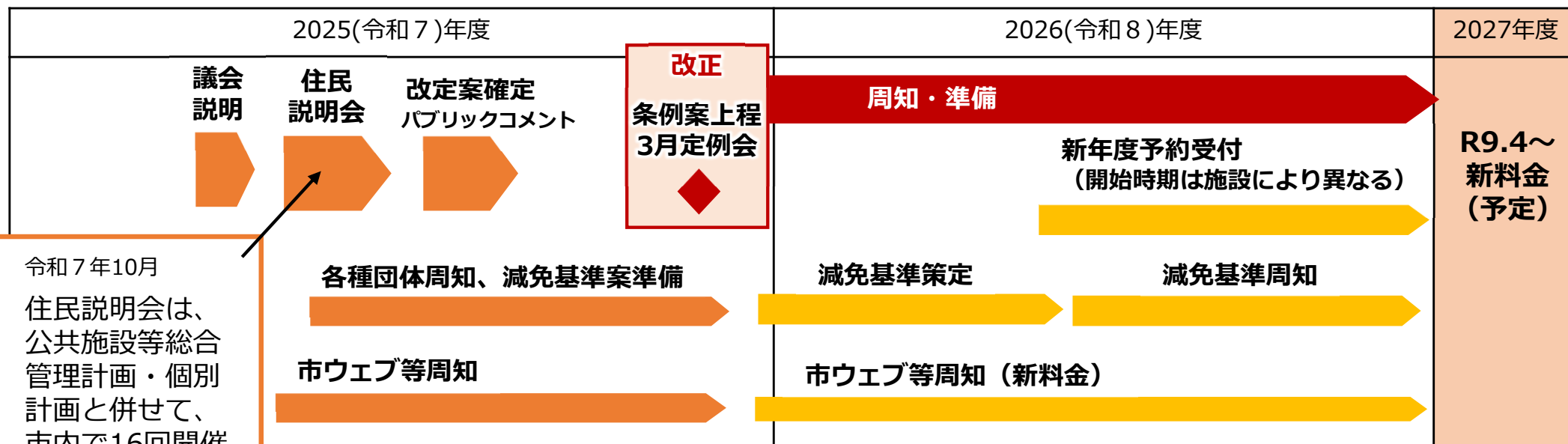
(2)名義後援の取扱い

名義後援（市の後援事業）は、市が事業の趣旨に賛同する意思を示すものであり、必ずしも使用料減免の対象とは限りません。
現状、名義後援の事業に対する減免の有無は各施設で異なっていますが、名義後援のみでの減免は行わない取扱いに統一します。

5 見直しのスケジュール

1 統一的な基準に基づく使用料・手数料の見直し

令和9年4月からの料金改定に向けて、住民説明や各種団体説明、市ウェブサイトでの周知等を行い、条例改正や減免基準見直し等を進め、受益と負担の公平性を図っていきます。



2 コスト削減及び稼働率向上に向けた取り組み

使用料・手数料を見直すことによって一方的に市民へ負担を強いるだけではなく、管理運営内容を見直し、コスト削減を進め、併せて施設の稼働率を向上させられるように検討して取り組んでいきます。

- 業務効率化
 - 市民サービスの向上
 - 公共施設の適正化
- ⇒ コスト削減
稼働率向上

3 定期的、段階的な見直し

今回は、統一的な基準に基づく初めての見直しです。

受益と負担の公平性を確保するため、料金改定後も概ね5年ごとに見直しを行い、段階的に適正化を図っていきます。

使用料・手数料の見直し
市ウェブサイト



今回の見直し概要については、市ウェブサイトでもお知らせしています。
また、「公平な受益と負担の公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」も市ウェブサイトで公開しています。

▼Q&A

ウェブサイトにはQ&Aを掲載し、住民説明会で出されました主な質疑も随時追加して更新します。

▼アンケート

右のQRコードからアンケートフォームで入力することが可能です。
いただきました主なご意見については、後日ウェブサイトで公表します。

アンケートフォーム



▼パブリックコメント

今回の使用料・手数料の見直し概要、見直し対象一覧などを、市ウェブサイトで公開し、11月下旬から12月下旬にかけてパブリックコメントを実施します。

郡山市財務部財政課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2071

メール zaisei@city.koriyama.lg.jp